

## 豊田市企業立地道路整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号。)に定めるもののほか、豊田市企業立地道路整備補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、豊田市企業立地奨励条例(平成29年条例第37号。以下「条例」という。)の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 開発事業者 製造業、製品の製造に係るサービス業、製品の製造に係る情報通信業、高度先端産業分野に属する事業又は製造業に属する事業に類する事業として市長が認める事業の用に直接供される工場、研究施設又は事務所の設置を目的とした開発事業を行う者をいう。

(2) 民間事業者 開発事業者のうち、当該開発事業の区域内で、製造業、製品の製造に係るサービス業、製品の製造に係る情報通信業、高度先端産業分野に属する事業又は製造業に属する事業に類する事業として市長が認める事業を実施し、かつ、その事業の用に直接供される工場、研究施設又は事務所を設置する者をいう。

(3) 道路整備 次に掲げる項目の全てに該当する道路の整備をいう。

ア 豊田市開発許可技術基準の「3道路(2)敷地が接する道路の幅員」において規定する規定値未満の開発区域外道路を規定値以上にするものであり、豊田市道路管理規則(昭和48年規則第11号。以下「管理規則」という。)第5条に規定する承認書の交付を受けて実施する既存の道路(橋梁整備事業を除く)の改良事業であること。

イ 一つの開発事業につき一路線であること。

ウ 整備すべき必要最小限の区間であること。ただし、市長が整備事業について条件を付す場合は除く。

(4) 奨励金 次に掲げるものをいう。

ア 条例第3条第1号アに規定する企業立地奨励金

イ 豊田市創造産業立地奨励金交付要綱(平成30年4月)に規定する豊田市創造産業立地奨励金

ウ 豊田市高度先端産業立地奨励金交付要綱(平成30年4月)に規定する豊田市高度先端産業立地奨励金

### (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、民間事業者が当該開発事業の区域外で実施する道路整備に係る負担を軽減することにより、企業立地を促進することを目的とする。

(補助対象となる開発事業)

第4条 この要綱による補助金の対象となる開発事業は、次の各号の全てに該当する事業とする。

- (1) 産業誘導地区での開発事業であること。
- (2) 開発事業面積が0.3ha以上であること。
- (3) 担当部局等と必要な調整が完了した開発事業であること。

(申請対象となる民間事業者)

第5条 この要綱による補助金の申請の対象となる民間事業者(以下「対象事業者」という。)は、前条の開発事業を行う者で、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 当該道路整備に伴い管理規則第5条に規定する承認書の交付を受けていること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体ではないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(事業計画の認定)

第6条 この要綱による補助金を受けようとする対象事業者は、道路整備に係る事業計画(以下「事業計画」という。)を作成し、当該道路整備に着手する日までに、道路整備計画認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による認定申請があったときは、速やかに審査し、認定すべきものと認めた場合は、道路整備計画認定通知書(様式第2号)を申請者に送付するものとする。

(認定計画の変更等)

第7条 前条第3項の規定により事業計画の認定を受けた対象事業者(以下「認定事業者」という。)は、同項の規定に基づき認定を受けた事業計画(以下「認定計画」という。)を変更又は取下げしようとするときは、道路整備計画/変更/取下げ/申請書(様式第3号)を提出し、市長の認定を受けなければならない。

(改善命令)

第8条 市長は、認定事業者が認定計画に従って事業を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当に期限を定めて、その改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

(認定計画の取消し)

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 認定計画と異なる事業を行ったとき。
- (3) 第5条各号の要件に該当することとなったとき。
- (4) 第6条第3項の規定による認定の通知があった日から1年以内に認定計画に基づく事業に着手しないとき。
- (5) 奨励金の交付の決定の通知を受けた日後3月以内に認定計画に基づく事業に係る補助金の交付申請をしないとき。
- (6) 前条の規定により命じられた措置をとらないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

(補助金の額)

第10条 補助金の額は、道路整備に必要な費用（用地費及び道路整備の後に同一箇所を実施する水道施設整備のため、撤去することが予定される部分の道路整備に係る費用を除く。）に相当する額（整備費は1㎡あたり2万円を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）で、1,000万円を限度とし、毎年度予算の定める範囲内において決定する。

(交付対象となる認定事業者)

第11条 この要綱による補助金の交付の対象となる認定事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 当該認定計画に基づく道路整備を完了していること。
- (2) 当該開発事業の区域内の立地に係る奨励金の交付の決定の通知を受けていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助金の交付申請等)

第12条 交付対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、道路整備補助金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出の期限は、奨励金の交付の決定の通知を受けた日後3月に当たる日とする。

3 第1項に規定する申請書に添付する図書は、別表第2に掲げるものとする。

(交付決定等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付及びその額を確定し、道路整備補助金交付決定兼確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条に規定する通知の後、交付決定を受けた者から提出される請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定又は交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、交付決定者が前条の規定により補助金の交付を取り消されたときは、既に支払われた補助金の一部又は全部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の豊田市企業立地道路整備補助金交付要綱の規定に基づく様式を使用している場合は、改正後の豊田市企業立地道

路整備補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、当該様式を使用することができるものとする。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同要綱の失効前に、事業計画の認定を受けた対象事業者に対する当該認定に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係） 事業計画の認定申請に必要なとなる図書等

提出図書等	図書の内容等
事業計画書	開発事業の概要（①事業場所、②スケジュール、③対象事業者の業種及び事業概要） 道路整備の概要（①設計概要、②スケジュール、③概算工事費）
道路工事／施行／施行変更／承認書の写し	道路工事／施行／施行変更／承認書（管理規則様式第2号及び別記承認の条件）の写し
工事／着手／完了／届の写し	道路／着手／完了／届（管理規則様式第15号）の写し（着手時）
土地の登記事項全部証明書及び公図	施設用地の登記事項全部証明書（土地の所有権が豊田市に移転済であることが確認できるもの）及び公図
付近見取り図	①方位、②道路、③目標となる建物 等
配置図	①方位、②縮尺、③寸法、④敷地境界、⑤道路施設の位置及び幅員
求積図	①敷地面積、②その他個別施設の求積図
現況写真	敷地及びその周辺部の写真
法人の登記事項証明書又は住民票の写し	法人は法人の登記事項証明書、個人は住民票の写し
定款又は規約	定款又は規約
役員名簿	役員の氏名、フリガナ、生年月日、性別及び住所を記載した名簿
市税の納税証明書	市税の滞納がないことを証するもの（完納証明）

別表第2（第12条関係） 補助金の交付申請に必要なとなる図書等

提出図書等	図書の内容等
事業実績書	完成した道路整備の概要
事業費明細書	補助金の交付申請算出基礎
工事／着手／完了／届の写し	道路／着手／完了／届（管理規則様式第15号）の写し（完了時）
工事請負契約書等の写し	①工事請負契約書の写し、②支払いを証する書類、③工事引渡書の写し
開発許可書の写し	開発許可書の写し
付近見取り図	①方位、②道路、③目標となる建物 等
配置図	①方位、②縮尺、③寸法、④敷地境界、⑤道路施設の位置及び幅員
求積図	①敷地面積、②その他個別施設の求積図
完成写真	外観及び個別施設の写真
奨励金交付決定通知書兼確定通知書	奨励金交付決定通知書兼確定通知書の写し
市税の納税証明書	市税の滞納がないことを証するもの（完納証明）

様式第1号（第6条関係）

道路整備計画認定申請書

年 月 日

豊田市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者名

豊田市企業立地道路整備補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて、申請します。

開発事業	開発事業の名称	
	開発区域	豊田市 町 番 ほか 筆
	開発面積	m <sup>2</sup>
道路整備	整備区域（施設の底地）	豊田市 町 番 ほか 筆
	整備面積（施設の底地）	m <sup>2</sup>
	整備概算事業費	円

（添付資料）

- 1 事業計画書
- 2 道路工事／施行／施行変更／承認書の写し
- 3 工事／着手／完了／届の写し
- 4 土地の登記事項全部証明書及び公図
- 5 付近見取り図
- 6 配置図
- 7 求積図
- 8 現況写真
- 9 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- 10 定款又は規約
- 11 役員名簿
- 12 市税の納税証明書



様式第2号（第6条関係）

道路整備計画認定通知書

第 年 月 日  
号

様

豊田市長 印

年 月 日付けで提出された事業計画について、豊田市企業立地道路整備補助金交付要綱第6条第3項の規定により認定します。

※ この通知書は、補助金の交付を決定するものではありません。

様式第3号（第7条関係）

道路整備計画変更（取下げ）申請書

年 月 日

豊田市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者名

年 月 日付け豊 発第 号で認定のありました事業計画について、事業計画を変更（取下げ）しますので、豊田市企業立地道路整備補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 変更

変更事項	
変更理由	

2 取下げ

取下げ理由	
-------	--

様式第4号（第12条関係）

道路整備補助金交付申請書

年 月 日

豊田市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者名

年 月 日付け豊 発第 号で認定のありました事業計画について、事業が完了しましたので、豊田市企業立地道路整備補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額	金	円
----------	---	---

（添付資料）

- 1 事業実績書
- 2 事業費明細書
- 3 工事／着手／完了／届の写し
- 4 工事請負契約書等の写し
- 5 開発許可書の写し
- 6 付近見取り図
- 7 配置図
- 8 求積図
- 9 完成写真
- 10 奨励金交付決定通知書兼確定通知書
- 11 市税の納税証明書

様式第5号（第13条関係）

道路整備補助金交付決定兼確定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊田市長 印

年 月 日付けで交付申請のありました豊田市企業立地道路整備補助金については、豊田市企業立地道路整備補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり交付決定し、併せて交付額の確定をいたしましたので、通知します。

記

交付決定額兼確定額 金 円